

## 令和6年度介護サービス事業所の公募に関する Q&A

2024.6.12 更新

No.	質問	回答
1	「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」について 規模及び構造設備について、一般居室及び介護居室は個室とし、入居者1名あたり床面積壁芯 25 m <sup>2</sup> 以上（洗面・便所・収納設備含む）と記載がございます。御市にて指定を取っている施設では、居室面積 25 m <sup>2</sup> 以下の施設もあり、また、厚労省の定める「有料老人ホーム設置運営指導指針」では壁芯 18 m <sup>2</sup> 以上となっております。18 m <sup>2</sup> での検討は指針不適合で、不採択となりますでしょうか。	本公募においては、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合することを応募要件としているため、居室面積も本指針に適合する 25 m <sup>2</sup> 以上とする必要があります。
2	「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」について 中廊下の幅 2.7メートル以上とすることと記載がございますが、壁芯 2.7メートル以上でしょうか。手摺の内側から 2.7メートル以上でしょうか。	中廊下は内法で計測してください。なお、計測において手すりは無視できるものとします。
3	提出書類（15）について、建物賃貸借契約の場合、概算工事見積書は添付不要でもよろしいでしょうか。	添付不要で差支えありません。
4	提出書類（17）について、協力医療機関については、設置届（老人福祉法）までに選定契約を行えばよろしいでしょうか。	契約自体は設置届後で差支えありませんが、応募時点で契約予定の医療機関について、記載した書類を提出する必要があります。
5	提出書類（18）について、建設予定地区長及び予定地隣地地権者の同意は全て必要になりますでしょうか。また、予定地隣地地権者とは建設予定地に隣接している方を対象でよろしいでしょうか。	建設予定地区長及び予定地隣地地権者の同意は全て必要です。予定地隣地地権者は建設予定地に隣接している方を想定しています。
6	浴室について、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」には、「居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるような適当な規模及び数を設けること」と記載があり、別紙3では「概ね10人につき、1箇所設置すること」	浴室は指針に規定しているとおり、概ね10人につき、1箇所設置してください。なお、機械浴室に機械浴の設備が複数あり、プライバシーに配慮

	とあります。機械浴等の場合も、概ね10人につき、1箇所の設置が必要でしょうか。	した上で複数名が一度に入浴できる状態になっている場合には、設備の数で計算します。
7	今回の公募は介護専用型（要介護1～5）または、混合型（自立～要介護5）のどちらのどの公募になりますでしょうか。	混合型が対象です。
8	既存の事業所（賃貸）の一部を使用して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合、基本計画書の公図の提出は必要でしょうか。	公図、配置図（敷地利用図）、土地登記簿謄本は省略可能です。建設予定地の写真については、現在使用している事業所の外観、室内の写真を添付してください。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の応募（工事を伴わない場合）については、建設予定地住民の同意は不要とします。
9	「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」において、「中廊下」は両側に居室のある廊下を指しますか。	廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下は中廊下として取り扱います。
10	区会が発足していない地区については、建設予定地住民の同意は不要でしょうか。	区長の同意は不要ですが、建設予定地に隣接している住民の同意は必要です。
11	法人登記簿謄本について、登記情報提供サービスを利用した提出は可能でしょうか。	可能です。その場合、照会番号がわかるものを提出してください。
12	介護付き有料老人ホームについて、中廊下を設置せず、各居室が食堂兼機能訓練室に面している構造でも可能でしょうか。その場合、食堂兼機能訓練室の面積の外に廊下としての幅員を確保する必要がありますか。	可能です。食堂兼機能訓練室の面積の外に廊下幅を確保する必要はありませんが、利用者の通行に支障がないように備品の配置等には十分配慮をお願いします。